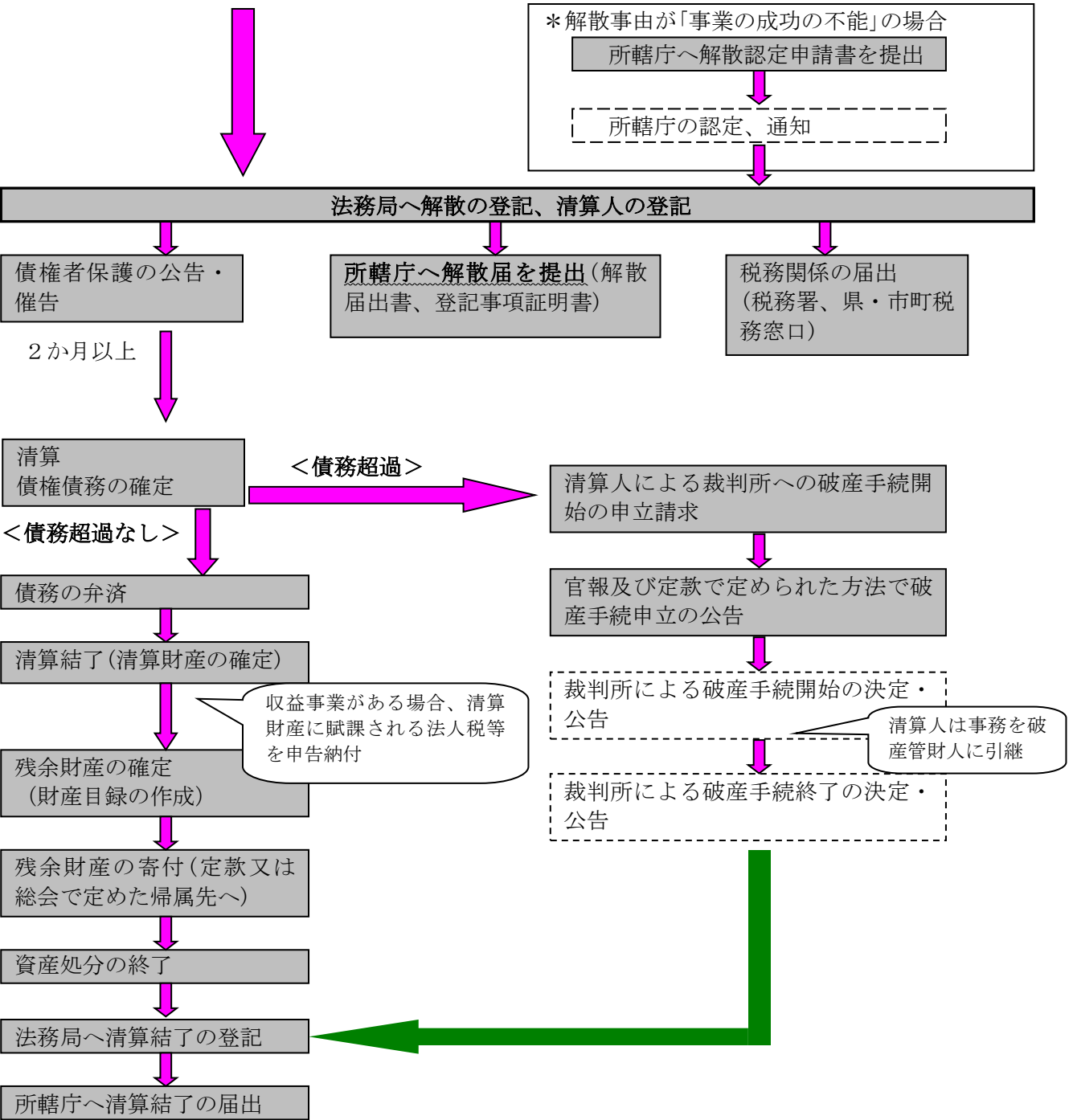


Ⅶ 特定非営利活動法人の解散

◎解散のフロー

総会の開催
 ○決議事項
 ・法人解散の件 解散の同意
 ・残余財産の件 (残余財産の帰属先を解散総会で定める旨定款に記載している場合)
 ・清算人選任の件 定款に別の定めがあるとき、社員総会で理事以外のものを選任したとき、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事が清算人となる。



法人が行う
 法人以外が行う

1 解散の事由（法第31条）

NPO法人は、次の事由によって解散します。

(1) 社員総会の決議（法第31条第1項第1号、第31条の2）

活動の継続が困難になった場合など、社員総会の合意により解散することができますが、定款で別に定めていない限り、社員総数の4分の3の合意が必要です。

解散総会では「解散することの意思決定」を必ず行わなければなりません。また、定款の定めにより、残余財産の帰属先、清算人の選任等を行う必要があります。

(2) 定款で定めた解散事由の発生（法第31条第1項第2号）

(3) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能（法第31条第1項第3号、同第3項）

目的とする事業が客観的に見て達成不可能となることであり、例えば特定の動物の保護を目的としていたが、その動物が絶滅してしまった場合などが当てはまるとされています。

しかし、このような場合でも、社員総会の決議により解散することができるため、この条項により解散するのは、何らかの理由により解散の議決をすることが困難になった場合などが例としてあげられます。

(4) 社員の欠亡（法第31条第1項第4号）

NPO法上の社員が1名も存在しなくなった場合を指します。

(5) 合併（法第31条第1項第5号）

NPO法人が合併する場合、新規合併では旧法人のいずれもが、吸収合併では合併により消滅する法人が解散することとなります。

(6) 破産手続開始の決定（法第31条第1項第6号、第31条の3）

法人が債務を完済することができない状態となった場合、理事若しくは債権者の請求等により、裁判所が破産手続開始の決定をします。破産となった場合は、その法人が所有する資産を処分し、総資産をその法人の債務者に対して、債権の額や優劣関係等に応じて配分します。

(7) 所轄庁による設立の認証の取消し（法第31条第1項第7号）

2 所轄庁の認定（法第31条第2項、第3項）

1の(3)の「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じません。

下表の書類を作成の上、提出してください。

県は、解散認定申請書の受理後30日以内に、認定・不認定を決定し、その旨を通知します。

提出書類	添付書類	提出 部数	手引き 参照頁
解散認定申請書 (第13号様式)	目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の 事由を証する書面（注）	1	VIII-4

注：当該事業の成功の見込みがまったく無くなっていることが、客観的に判断できる書面

3 解散の登記・清算人（法第31条の5～法第31条の12）

法人が解散したときは、破産手続開始の決定による場合を除き、理事が清算人となります（定款に別に定めがある場合等を除く）。また、解散及び清算人については、登記を行う必要があります。

①社員総会の決議、②定款で定めた解散事由の発生、③社員の欠亡、④破産手続開始の決定により解散した場合は、解散の登記後、清算人は、所轄庁へ届け出なければなりません（法第31条第4項）。また、清算中に就任した清算人がある場合にも、所轄庁への届出が必要です（法第31条の8）。（5の一覧表参照）

清算人は、解散した後、遅滞なく、債権者に対して一定の期間内（2月を下回らない期間）に請求を申し出るよう催告する内容の公告を官報に掲載し、定款で定められた方法で公告しなければなりません。また、債権者として把握されている者に対しては、個別に催告しなければなりません（法第31条の10）。

* 参考 ○法務局における登記手続きに関する情報 ⇒Ⅲ-2(特定非営利活動法人の登記)参照
○官報公告の申し込み <https://www.gov-book.or.jp/koukoku/>

4 清算終了の届出及び残余財産の帰属（法第32条、第32条の3）

清算終了後は、所轄庁に対し、清算終了の届出をしなければなりません。

解散した法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除き、所轄庁へ清算終了届出をした時に、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属するとされています。

なお、残余財産の帰属先は、次の者以外認められていません。（法第11条第3項）

①NPO法人、②国又は地方公共団体、③公益社団法人又は公益財団法人、④私立学校法第3条に規定する学校法人、⑤社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人、⑥更生保護事業法第2条第6項に規定する更生保護法人

5 所轄庁への届出

解散に関して、所轄庁へ提出する必要のある書類は以下のとおりです。

届出の時点	提出書類	添付書類	提出 部数	手引き 参照頁
解散したとき（注）	解散届出書 （第16号様式）	解散及び清算人を登記したことを証する「登記事項証明書」（原本）	1	VIII-5
清算中に就任した清算人がある場合	清算人就任届出書 （第24号様式）	清算人を登記したことを証する「登記事項証明書」（原本）	1	VIII-6
清算が終了したとき	清算終了届出書 （第25号様式）	清算終了を記したことを証する「登記事項証明書」（原本）	1	VIII-8

（注）所轄庁の認定に基づく解散（PVIII-2）、合併に伴う解散（PVII-3）、認証取消（PI-5）の場合は解散届出書の提出は不要。

6 残余財産譲渡の認証申請（法第32条第2項、第3項）

定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は所轄庁の認証を得て、国又は地方公共団体に譲渡することができます。

残余財産の譲渡の認証申請をする場合は、所轄庁に残余財産譲渡認証申請書（第17号様式：p VIII-7）1部を提出してください（添付書類なし）。

また、これらによっても処分されない財産は、国庫に帰属することとなります。

解散認定申請書（第13号様式）記載例

※市ホームページからダウンロードしてください。

第13号様式（第15条関係）

解 散 認 定 申 請 書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

藤枝市長 宛

主たる事務所の所在地	藤枝市○○町○丁目○番○号
申請者 名	称 特定非営利活動法人 ○○○○○
代 表 者 氏 名	○○ ○○
電 話 番 号	○○○-○○○-○○○○
E - m a i l	○○○.○○○○@○○.jp

特定非営利活動促進法第31条第2項の規定により、同条第1項第3号に掲げる事由による解散の認定を受けたいので、申請します。

1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

2 残余財産の処分方法

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

（注） 目的とする特定非営利活動の事業の成功の不能の事由を証明する書面を添付すること。

解散届出書（第16号様式）記載例

※市ホームページからダウンロードしてください。

第16号様式（第17条関係）

解 散 届 出 書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

藤枝市長 宛

解散した特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 ○○○○○
届出者 清算人の住所又は居所	藤枝市○○町○丁目○番○号
清 算 人 氏 名	○○ ○○
電 話 番 号	○○○-○○○-○○○○
E - m a i l	○○○.○○○○@○○.jp

次のとおり特定非営利活動法人 ○○○○○ を解散したので、特定非営利活動促進法第31条第4項の規定により届け出ます。

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 1 解散年月日 | 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 |
| 2 解散事由の該当規定 | 特定非営利活動促進法第31条第1項第○号 |
| 3 解散の理由 | ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ |
| 4 残余財産の処分方法 | ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ |

法人の目的が達成された、法人の継続的な運営が困難となった等、具体的な理由を記載してください。

（注） 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

清算人就任届出書（第24号様式）記載例（清算中に清算人が就任した場合に提出）

※市ホームページからダウンロードしてください。

解散届出書に記載された清算人に変更がない場合は提出不要です。

第24号様式（第23条関係）

清 算 人 就 任 届 出 書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

藤枝市長 宛

解散した特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 ○○○○○
届出者 清算人の住所又は居所	藤枝市○○町○丁目○番○号
清 算 人 氏 名	○○ ○○
電 話 番 号	○○○-○○○-○○○○
E - m a i l	○○○.○○○○@○○.jp

特定非営利活動法人 ○○○○○ の清算人就任登記を行ったので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、登記事項証明書を添えて届け出ます。

残余財産譲渡認証申請書（第17号様式）記載例

※市ホームページからダウンロードしてください。

第17号様式（第18条関係）

残余財産譲渡認証申請書

令和 〇 年 〇 月 〇 日

藤枝市長 宛

解散した特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 ○○○○○
清算人の住所又は居所	藤枝市○○町○丁目○番○号
清算人氏名	○○ ○○
電話番号	○○○-○○○-○○○○
E - m a i l	○○○.○○○○@○○.jp

特定非営利活動促進法第32条第2項の規定により、残余財産の譲渡の認証を受けたいので、申請します。

譲渡すべき残余財産		残余財産の譲渡を受ける者
種 別	数 量	
○○○○○○○	○○○○○○○	○○○○○市 （数 量） △△△△△町 （数 量）
□□□□□□	□□□□□□	□□□□□市 （数 量） ◇◇◇◇◇県 （数 量）

（注） 残余財産の譲渡を受ける者の欄には、その者が譲渡を受ける残余財産の数量を併せて記載すること。

清算終了届出書（第25号様式）記載例

※市ホームページからダウンロードしてください。

第25号様式（第24条関係）

清 算 結 了 届 出 書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

藤枝市長 宛

解散した特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 ○○○○○
届出者 清算人の住所又は居所	藤枝市○○町○丁目○番○号
清 算 人 氏 名	○○ ○○
電 話 番 号	○○○-○○○-○○○○
E - m a i l	○○○.○○○○@○○.jp

特定非営利活動法人 ○○○○○ の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、登記事項証明書を添えて届け出ます。